

尼崎市障害者計画・障害福祉計画 評価・管理シート

令和7年度(令和6年度決算)



令和 8 年 月
障害福祉政策担当

－ 目次 －

はじめに

1 計画の進捗管理と評価について	1
2 施策目標・活動指標一覧(令和3年度～令和8年度)	2
3 評価・管理シートの見方	4

尼崎市障害者計画(第4期)

基本施策1「保健・医療」	8
基本施策2「福祉サービス、相談支援」	10
基本施策3「療育・教育」	12
基本施策4「雇用・就労」	14
基本施策5「生活環境、移動・交通」	16
基本施策6「生涯学習活動」	17
基本施策7「安全・安心」	18
基本施策8「権利擁護、啓発・差別の解消」	20
基本施策9「情報・コミュニケーション、行政サービス等における配慮」	22

尼崎市障害福祉計画(第7期)

調整中

1 計画の進捗管理と評価について

(1)進捗管理の考え方

尼崎市障害者計画(第4期)については、目指すべき「基本理念」のもとに3つの「重点課題」と9つの「基本施策」を体系付けており、計画に掲げる基本理念や重点課題の達成を推し量るために、各基本施策に「施策目標」と「活動指標」を設定しています。また、尼崎市障害福祉計画(第7期)については、障害福祉サービス等の提供の確保に向けての目標設定や必要見込量を設定しています。

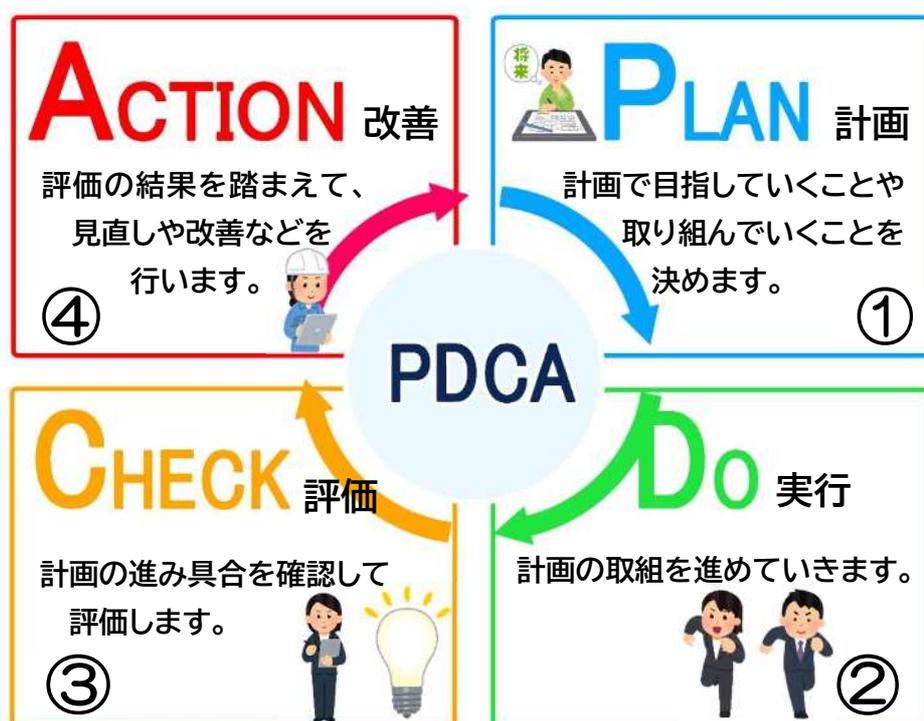
この「施策目標」や「活動指標」、「必要見込量」等の進捗状況を把握していくことで、計画の進捗管理を行います。

(2)評価について

計画の進捗管理については、「施策目標」や「活動指標」などの進捗状況を把握し、関連事業の取組や課題等について、毎年度、内部評価を行うとともに、尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会や尼崎市自立支援協議会、尼崎市手話言語条例施策推進協議会において意見を聴取するなどし、評価の妥当性や改善の必要性等について、外部評価を実施していきます。

その内容や結果等については、「評価・管理シート」によって公表するとともに、「PDCAサイクル」手法により、内部評価や外部評価の意見等を今後(次年度以降)の取組に反映させるなどし、本計画を着実に進めていくこととします。

【PDCAサイクル】



2 施策目標・活動指標一覧(令和3年度～令和8年度)

重点課題	基本施策	施策目標		施策の方向性	
		代表的な活動指標	現状(R1)→目標(R8)		
1 で身必 き近要 なるな 地支 境援 づく を暮 ら受け すこと が	1 保健・医療	退院促進・地域移行支援に 関する相談回(人)数 ↑ ※『重症心身障害児者訪問看護療養費の助成件数』から変更	(現状) ⇒ (目標) 333回 ⇒ 370回 143人 ⇒ 190人	(1)	医療、リハビリテーション
				(2)	精神保健に対する施策
				(3)	難病等に対する施策
				(4)	障害の原因となる疾病の予防・支援等
	2 福祉サービス 相談支援	サービス等利用計画(障害 児支援利用計画)の作成率	(現状) ⇒ (目標) 70.8% ⇒ 100%	(1)	障害福祉サービス等
				(2)	相談支援体制
2 で自生 き分 らがい 環境 くを 持 つ ら す て こ と が	3 療育・教育	障害児通所支援事業所と 通学先、支援機関との 連携状況	(現状) ⇒ (目標) 66.4% ⇒ 86.3%	(1)	療育
				(2)	インクルーシブ教育システム構 築のための特別支援教育
				(3)	こころの教育・支援
	4 雇用・就労	障害者就労支援施設の物 品等の販売会の実施回数	(現状) ⇒ (目標) 16回 ⇒ 25回	(1)	雇用機会
				(2)	多様な就労
	5 生活環境 移動・交通	市内グループホームの 定員数	(現状) ⇒ (目標) 453人 ⇒ 700人	(1)	生活環境
(2)				移動環境	
6 生涯学習活動	身体障害者福祉センターと 身体障害者福祉会館の 利用者数	(現状) ⇒ (目標) 28,742人 ⇒ 41,848 人	(1)	生涯学習活動 (スポーツ・文化芸術・地域交流)	
3 で安支 き心え 合環 境 を つ く り す こ と が 共 に	7 安全・安心	災害時に避難する場所の 認知度	(現状) ⇒ (目標) 58.2% ⇒ 75.7%	(1)	防災対策
				(2)	防犯対策、消費者保護
	8 権利擁護 啓発・差別の解消	障害者差別解消法の 認知度	(現状) ⇒ (目標) 14.0% ⇒ 50.0%	(1)	権利擁護
(2)				理解・啓発活動と差別解消	
9 情報・コミュニケーション 行政等における配 慮	市役所からの情報の 取得状況	(現状) ⇒ (現状) 55.3% ⇒ 71.9%	(1)	情報の利活用のしやすさとコ ミュニケーション支援	
			(2)	行政サービス等における配慮	

活動指標	基準値	方向性	実績値						
			R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8
自立支援医療(更生医療)費の助成件数	件	6,106	→	5,970	6,219	6,073	6,432		
障害者(児)医療費の助成件数	件	370,095	→	359,089	361,102	371,937	372,719		
重症心身障害児者訪問看護療養費の助成件数(障害者(児)医療費へ統合)	件	664	↗	—	—	—	—	—	—
退院促進・地域移行支援に関する相談回(人)数	回	333	↗	305	232	165	215		
	人	143	↗	174	142	108	112		
難病相談会・交流会活動の参加者数	人	347	↗	19	324	302	283		
乳幼児健康診査の受診率	%	96.5	↗	96.7	97.2	96.8	97		
特定健康診査の受診率	%	31.4	↗	31.4	31.3	30.7	31		
(第6期尼崎市障害福祉計画において目標値及びサービス等見込量を設定)	—	—	—	—	—	—	—		
サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成率	%	70.8	↗	78.0	77.7	77.8	82.8		
障害児保育研修の参加者数	人	618	↗	338	420	450	418		
障害児通所支援事業所と通学先、支援機関との連携状況	%	66.4*	↗	—	—	—	—		
子どもの育ち支援センター(いくしあ)における発達相談・診察件数	件	387	↗	1,033	903	1,057	994		
「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成及び活用数	件	3,263	↗	2,900	2,694	3,678	2,679		
特別支援ボランティアの配置数	名	131	↗	136	155	149	140		
巡回相談の実施件数	件	46	↗	61	101	108	117		
社会福祉施設における「トライやる・ウィーク」の実施件数	件	87	→	1	60	72	144		
尼崎市障害者就労・生活支援センターみのりを通じた就労者数	人	31	↗	24	20	26	30		
障害者就労支援施設の物品等の販売会の実施回数	回	16	↗	17	26	26	37		
市内グループホームの定員数	人	453	↗	552	622	671	738		
乗合自動車(バス)特別乗車証の利用回数	回	1,830,660	→	1,528,819	1,614,352	1,670,136	1,700,332		
福祉タクシー利用料の助成件数	件	60,270	→	42,334	38,897	32,908	30,683		
リフト付自動車の派遣件数	件	13,502	→	13,557	14,251	14,566	14,130		
身体障害者福祉センターと身体障害者福祉会館の利用者数	人	28,742人	↗	12,644	18,407	22,191	20,970		
生涯学習活動の実施状況	%	17.4*	↗	—	—	13.8	—		
尼崎市障害者(児)スポーツ大会の参加者数	人	1,213	↗	中止	中止	中止	中止		
防災マップの作成地域数	か所	70	↗	71	72	73	74		
福祉避難所の指定数	か所	36	↗	44	45	46	46		
災害時に避難する場所の認知度	%	58.2	↗	—	—	53.6	—		
犯罪対策や消費者保護に関する講座等の開催回数	回	36	↗	15	20	24	28		
成年後見制度の認知度	%	28.0*	↗	—	—	23.6	—		
障害者虐待の通報先の認知度	%	31.8*	↗	—	—	28.9	—		
障害者差別解消法の認知度	%	14.0*	↗	—	—	13.7	—		
障害をテーマとした啓発事業等の開催回数	回	13	↗	21	36	58	68		
ふれあい学級への参加者数	人	193	↗	166	313	214	196		
市役所からの情報の取得状況	%	55.3*	↗	—	—	47.7	—		
市民向け手話啓発講座の参加者数	人	30	↗	97	77	89	78		
点字・録音図書の利用者数	人	4,476	→	3,490	3,048	2,502	2,127		
職員の合理的配慮に対する理解の浸透状況(合理的配慮を知らない職員の割合)	%	51.0	↘	36.0	10.5	8.0	12.4		

注:「*」のデータは、令和元年度実施のアンケート調査より。

3 評価・管理シートの見方

令和7年度 尼崎市障害者計画(第4期) 評価・管理シート(令和6年度決算)

基本施策0 ●●●● ●● ●●

Plan	施策の方向性 (1)	基本施策において設定している「施策の方向性」ごとに評価します。												
	取組項目	① ●●	② ●●	③ ●●										
Do	成果	主な活動指標	方向	基準値			実績値							
				R3	R4	R5	R6	R7	R8					
		「施策の方向性」で設定した「活動指標」となります。各指標の目指す方向を矢印で示し、実績値の推移を記載しています。	↗	R1	●	人	●	●	●	●				
			↗	R1	●	人	●	●	●	●				
		<p>●施策の方向性（取組項目）に沿って、令和6年度の主な取組（事業）の成果を単年度ベースで記載しています。（末尾の○数字については、関連する取組項目を指しています。）</p> <p>●関連する取組（事業）のうち、基本的には以下の内容に該当するものを当該シートに記載しています。</p> <p>I 施策評価記載項目</p> <p>II 主要事業</p> <p>III 分かりやすい版障害者計画の記載項目（施策目標や活動指標に関連するもの）</p> <p>IV 障害者福祉等専門分科会等の委員から公表すべきとされたもの など</p>												
Check	課題	●上記に記載した成果に関連する課題を記載しています。												
Act	今後の取組	●取組（事業）成果と課題等を踏まえて、令和7年度（今後）に取り組む（もしくは取り組んでいる）内容について、記載しています。												
	外部評価	●上記に記載した内部（行政）評価（成果や課題等）に対する社会保障審議会障害者福祉等専門分科会等の委員からの意見を外部評価として記載しています。												



施策目標	方向	基準値		目標値 (R8)	実績値						達成率	
		R1	%	●	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
「基本施策」で設定した「施策目標」となります。各基本施策の「活動指標」の中から代表的なものとして、令和8年度の目標値を設定しています。	↗	R1	●	%	●							●

施策目標の「達成率」となります。なお、算出式は、次のとおりとなります。

「達成率」 = 実績値 / 目標値

Plan	施策の方向性 (2)	●●
	取組項目	① ●● ② ●● ③ ●●

主な活動指標	方向	基準値		実績値						
		R1	%	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
●●	↗	R1	●	%	●	●	●	●		

成果

①本庁舎と身体障害者福祉センターに設置した点字プリンターを活用し、コロナワクチンの接種等に係るお知らせを点字と墨字による文書として作成・送付することで、点字表示による発送希望者やその家族等の情報取得のしやすさにつなげた。(①)

②障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援については、身体障害者福祉会館の移転工事にあわせて、「音声情報装置」や「フリーWi-Fi」等の設置工事を行い、施設機能の向上に取り組んだ。また、障害の種類等によって必要な施設機能や配慮等が異なることから、指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」の肢体部、聴力部、視力部のそれぞれと丁寧に協議や説明を行い、移転後の会館に設置する情報支援機器等の調整と整理を進めた。(②)

③意思疎通支援者の養成にあたっては、コロナ禍においても各養成講座の全課程を実施することで、受講者(修了者)数の確保に努めた。なお、令和3年度の養成講座修了者数は全体で45人であった。(②)

④コロナ禍における情報支援の取組として「遠隔手話サービス」の運用を開始しているが、医療機関等において手話通訳者の同行を断られるような事例が生じなかったため、実際の利用までは至らなかった。(②)

⑤手話の普及等に向けては、市民向け講座の案内や普及啓発用の動画を本庁舎で流すほか、子ども向け講座の参加条件の見直しや広報を工夫したことにより、市民等向け啓発講座全体(2講座9回)の参加者数は97人と大幅に増加した。また、市内の聴覚障害者団体にも意見を伺いながら、「きこえないってどんなこと」をテーマとした人権教育啓発用リーフレットを作成し、教育機関等へ配布することで一層の理解と啓発につなげた。(②)

課題

③意思疎通支援者養成講座の修了者数は一定維持しているものの、依然として派遣登録者数は増えない状況が続いている。(②)

⑤コロナ禍での影響もあったが、事業者向け講座等は依然として参加者数が少なく、より効果的な開催や広報の手法等を検討していかなければならない。(②)

今後の取組

①市が発出する通知等の点字化を進めていくため、簡単な点字作成マニュアルを整備し関係部局に周知を図るなど、点字プリンターの更なる活用を促していく。(①)

②身体障害者福祉会館の移転にあわせて、「聴覚障害者用情報受信装置(アイ・ドラゴン4)」や「音声認識アプリケーション(声文字)」、「音声読み上げ装置(プレクストーク)」、「視覚障害者総合情報ネットワーク(サピエ)」など情報支援に係る各種機器を設置することで、障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援に係る施設機能の向上を図っていく。また、併設する身体障害者福祉センターを含めて、障害のある人が各種講座・活動への参加や災害時も含めた各種情報の取得がしやすくなる施設運用等に取り組んでいくことで、情報支援にも配慮した活動拠点としていく。(②)

③意思疎通支援事業(派遣・養成)の安定的な運営に向けて、支援者(手話通訳・要約筆記など)の派遣単価の引上げなど処遇面の改善や養成講座修了者の派遣登録を促すための取組等について検討していく。(②)

⑤手話の普及等に向けては、広報冊子の配布先の拡大(市内小学校や手話サークルなど)やSNS等を活用した広報を進めていくとともに、引き続き協議会において、効果的な講座開催等について協議していく。(②)

外部評価	
------	--

総合計画(体系)	第6次尼崎市総合計画のうち関連する施策(1~13)を記載しています。	分野別計画(マスタープラン)	障害者計画以外で関連する分野別計画(マスタープラン)を記載しています。
----------	------------------------------------	----------------	-------------------------------------

尼崎市障害者計画(第4期)

令和7年度 尼崎市障害者計画(第4期) 評価・管理シート(令和6年度決算)

基本施策1

健康に暮らす

保健

医療

Plan	施策の方向性	(1) 医療、リハビリテーション								
	取組項目	① 公的医療費助成制度の実施 ② 地域の医療体制等の実施 ③ リハビリテーションの充実								
Do	成果	主な活動指標	方向	基準値	実績値					
		自立支援医療(更生医療)費の助成件数	→	R1 6,106 件	R3 5,970	R4 6,219	R5 6,073	R6 6,432	R7	R8
Check	課題	<p>①本市の医療的ケア児等コーディネーターが、人工呼吸器の装着など重度の障害を有する児童を中心としたアウトリーチを実施するとともに、新たに6人の退院前後カンファレンスに参加するなど必要な福祉的支援につないだ。また、昨年2月に医療的ケア児等コーディネーターの有志により発足した研修会への参加に加え、12月に市主催での医療的ケア児等コーディネーター連絡会を立ち上げた。第1回の連絡会では、本市の支援スキームの共有と医療的ケア児の退院時の連携についての意見交換を行った。(②③)</p> <p>②本市が把握する医療的ケア児は115人(うち、人工呼吸器装着児は40人)と引き続き増加傾向にある。そうした中、家族へきめ細かな相談支援等のサービス提供を行うため、連絡会では相談支援、訪問看護、児童通所など異なる事業所に在籍するコーディネーター間の連携を深めることとあわせて、資質向上や新規養成に向けた協議内容の充実を図る必要がある。(②③)</p> <p>③医療的ケア児を含む重度心身障害児者は常時のケアを必要とする場合が多いが、現状の医療・障害福祉サービス等で担える時間には限りがあることから、家族へのケアにかかる負担が未だに大きい状況がある。(②)</p>								
		今後の取組	<p>①医療的ケア児等コーディネーター連絡会の役割を明確化し、既存の有志による研修会との分担を図っていくとともに、より職種間の連携を深め、医療的ケア児の退院時の円滑な福祉サービスのつながりや、在宅での課題の早期発見等の実効性を高めるよう努めていく。(②③)</p> <p>②医療的ケア児を含む重度心身障害児者を常時介護する保護者の負担軽減を図るため、レスパイト目的での訪問看護派遣の事業化を進める。(②)</p>							
外部評価	CHECK	<p>①医療的ケア児コーディネーター連絡会については、既存の有志による研修会の持つ専門性等を生かし、より連携を深める必要がある。</p> <p>②医療的ケア児のほか、難病患者等に関しても、地域の医療機関を初めとした関係機関間のネットワークを深めていく必要がある。</p>								

Plan	施策の方向性	(2) 精神保健に対する施策		
	取組項目	① 医療・相談支援の充実 ② 理解・知識の普及等 ③ 精神科救急医療への対応		
Do	成果	<p>①精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一人として安心して自分らしい暮らしができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」(以下「推進会議」という。)を3回開催し、地域での生活を支援するために必要な訪問看護等社会資源の必要性や活用方法について情報共有を図った。(①)</p> <p>②42世帯47人に対してアウトリーチを実施し、ひきこもり当事者の居場所(28回、延べ参加者324人)や家族交流会(6回、延べ51人)を定期開催したほか、北部地域で出張居場所(5回開催、延べ参加者13人)を開催するとともに、市民向けの啓発セミナー(1回開催、参加者62人)を開催した。また、ひきこもり等の早期発見・早期支援のため、市内公共施設への広報チラシの設置や市報等での事業周知、社会福祉協議会等への事業説明を実施した。(①)</p> <p>③自殺リスクに気づき、自殺念慮を持った人に適切に対応できる人材を育成するため、市民や教職員等に対してゲートキーパー研修を行った(221人参加)。また、思春期の自殺関連行動事案に対しては、連携シートの活用について関係部局間との協議を進めるとともに、思春期の自殺リスクの高まる夏休み明けの時期に対し、家庭や学校以外に過ごせる地域の居場所を確保し、周知を行った(令和6年度思春期相談対応件数 152件実施)。(②)</p>		
		課題	<p>①推進会議において、地域の社会資源や精神障害者の現状の課題を共有する中で、退院後の地域生活における支援体制については、市内に単科精神科病院がない実情を踏まえながら、再入院に至らないよう地域における支援体制のあり方について検討を行う必要がある。(①)</p> <p>②より多くの当事者をアウトリーチにつなげるために、継続的な広報など事例の早期把握に向けた地道な活動とともに、支援関係機関同士のネットワークの強化が必要である。(①)</p> <p>③研修や相談窓口カード等による啓発を実施するほか、若年層の自殺対策については連携シートの活用や長期休暇明けに児童・生徒の自殺リスクが高くなるという分析に基づき夏休み明けに対する対策等関係部局と協議し実施していく必要がある。(②)</p>	
外部評価	CHECK	今後の取組	<p>①医療、地域、行政で地域における支援体制のあり方について協議を行うとともに、重層的に連携した支援を行っていく。(①)</p> <p>②引き続き、ひきこもり等の対象者の早期把握に向け、ホームページ・市報、啓発講座、各種会議等を通して様々な支援関係者に対して相談窓口や対応方法についての周知を行う。また、継続的で切れ目のない支援体制の構築に向けて、支援関係機関同士のネットワークの強化を進める。また、オンライン居場所など、ひきこもり当事者が支援につながりやすい環境の整備を検討する。(①)</p> <p>③自殺対策計画に基づき、自殺による死亡率の低減のため、引き続き教育委員会やいくしあ等と連携し、児童・生徒や保護者、教員に対して精神保健に関する研修を行うなど、取組を強化し、実施する。また、連携シートの活用方法や関係部局間の役割分担について継続的に協議を進めることで、ケース対応時に円滑かつ迅速に一体となって支援が進められるように努める。(②)</p>	
		外部評価	<p>②ひきこもり等の対象者の中には、発達障害特性を有する方も含まれると思われるため、発達障害の支援者も含めた関係機関のネットワークをさらに広げ、市民への理解啓発を進める必要がある。</p>	

ゲートキーパー…悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなぎ、見守る人

施策目標	方向	基準値		目標値 (R8)	実績値						達成率	
					R3	R4	R5	R6	R7	R8		
退院促進・地域移行支援に関する相談回(人)数	↗	R1	333	回	370	305	232	165	215			58.1%
			143	人	190	174	142	108	112			58.9%

Plan	施策の方向性 (3) 難病等に対する施策																											
	取組項目 ① 医療・相談支援の充実 ② 理解・知識の普及等																											
Do	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な活動指標</th> <th rowspan="2">方向</th> <th colspan="2" rowspan="2">基準値</th> <th colspan="6">実績値</th> </tr> <tr> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>難病相談会・交流会活動の参加者数</td> <td>↗</td> <td>R1</td> <td>361</td> <td>人</td> <td>19</td> <td>324</td> <td>302</td> <td>283</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主な活動指標	方向	基準値		実績値						R3	R4	R5	R6	R7	R8	難病相談会・交流会活動の参加者数	↗	R1	361	人	19	324	302	283		
	主な活動指標					方向	基準値		実績値																			
R3		R4	R5	R6	R7				R8																			
難病相談会・交流会活動の参加者数	↗	R1	361	人	19	324	302	283																				
成果	<p>①難病患者が主体となった電話相談や、会場を設けての集団相談会を委託実施することができた。その結果、当事者・家族等とのつながりを持つ機会を得られた。(①②)</p>																											
Check	課題 ①難病の受給者証交付者数は増加傾向にあり、引き続き委託先と連携し相談会等を実施する必要がある。(①②)																											
Act	今後の取組 ①令和7年度についても、難病患者が主体となった電話相談や、会場を設けての集団相談会を委託実施することで更なる当事者・家族等とのつながりを持つ機会を得られるようにする。(①②)																											
外部評価	①難病相談会・交流会活動の参加者の増加に向けて、対象者へのさらなる案内に努められたい。																											

Plan	施策の方向性 (4) 障害の原因となる疾病の予防・支援等																																						
	取組項目 ① 早期発見・早期支援の推進 ② 健康づくりの推進																																						
Do	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な活動指標</th> <th rowspan="2">方向</th> <th colspan="2" rowspan="2">基準値</th> <th colspan="6">実績値</th> </tr> <tr> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳幼児健康診査の受診率</td> <td>↗</td> <td>R1</td> <td>96.5</td> <td>%</td> <td>96.7</td> <td>97.2</td> <td>96.8</td> <td>96.7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定健康診査の受診率</td> <td></td> <td></td> <td>31.4</td> <td></td> <td>31.4</td> <td>31.3</td> <td>30.7</td> <td>31.3</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主な活動指標	方向	基準値		実績値						R3	R4	R5	R6	R7	R8	乳幼児健康診査の受診率	↗	R1	96.5	%	96.7	97.2	96.8	96.7			特定健康診査の受診率			31.4		31.4	31.3	30.7	31.3		
	主な活動指標					方向	基準値		実績値																														
R3		R4	R5	R6	R7				R8																														
乳幼児健康診査の受診率	↗	R1	96.5	%	96.7	97.2	96.8	96.7																															
特定健康診査の受診率			31.4		31.4	31.3	30.7	31.3																															
成果	<p>①令和6年度の乳幼児健診の全体受診率は96.7%とほぼ同水準で維持しており、引き続き未受診者の把握に努め、適切な時期に受診できるよう「いくしあ」との連携で得た情報を活用しながら受診勧奨を行い、休日健診には3回60人が受診した。(①)</p> <p>②受診勧奨として、新たにナッジ理論を活用したはがきを送付するとともに、SMSや電子チラシサービスを導入した。さらに令和7年1～3月に追加健診として集団健診を10回行った結果、326人の受診があり、昨年度の受診率を上回った。またGISを活用し未受診者が多い地域を分析し、新たな会場の検討を行った。健診結果に基づいた集団保健指導を行うほか、特定保健指導や重症者に対する個別保健指導を行った。(①)</p> <p>③支援者サポート事業では、計38施設をいくしあの専門職が訪問し、発達特性のある子どもへの関わり方について助言等を行った。このような取組を通して、各施設で子どもに関わる支援者が子どもの特性を理解し、環境を整えたり関わり方を工夫することで支援者の困りごとが軽減している。また、アンケート調査では、支援者の関わり方について98%が「変わった」と回答しており、子どもにとってより良い環境を整える成果があったと考える。(①)</p> <p>④「尼っこ健診事業」では受診率向上に向けて出前健診などの取組を行ったが、受診率は微減した。これまでの同事業の健診データを検証した結果、生活習慣病の要因となる肥満の改善に向けた積極的な介入が必要であることがわかった。(②)</p>																																						
Check	課題 ①乳幼児健診の受診率の維持、限りなく100%を目指すため、引き続き未受診者への把握に努め、適時適切な受診勧奨が必要である。(①) ②集団健診を主軸とした受診率向上策を様々講じてきたものの受診率が30%程度で推移しており、他市の取組を参考に更なる受診率向上策を検討する必要がある。(①) ④肥満児へのハイリスクアプローチを効果的に実施するためには、教育委員会が実施する肥満児を対象とした「小児生活習慣病対策事業」との連携した取組が必要である。(②)																																						
Act	今後の取組 ①乳幼児健診未受診児へは、未受診児対応マニュアルに基づいて、関係課と連携しきめ細やかな対応を進める。また、精密検査の対象者へは有効期間内に受診できるよう、毎月電話による受診勧奨を行い早期治療に努める。(①) ②集団健診において、受診場所や日時を工夫する中で更に市民の利便性を向上させるとともに、医師会に働きかけ、かかりつけ医等での個別健診の受診者数を増やすことで、受診率の向上を図る。(①) ③各施設で、子どもへの対応に困っている場合に、保護者の理解が整わない状態で施設側が助言等の支援をうけることができる事業として今後も継続する必要がある。(①) ④「尼っこ健康づくり事業」において、これまでの小中学校への保健師の講師派遣に加えて、体験型の教材を導入した中学校生徒会の活動支援や保護者への出前講座を行うとともに、教育委員会が実施する「小児生活習慣病対策事業」の受診結果を共有し、健康教育を通して児童や生徒、保護者にフィードバックしていく。(②)																																						
外部評価	③支援者サポート事業については、発達特性のある子どもに有用な制度であり、さらなる充実が必要である。																																						

総合計画 (体系)	学校教育(03)、子ども・子育て支援(04)、地域福祉(05)、健康支援(08)	分野別計画 (マスタープラン)	次世代育成支援対策推進行動計画、地域福祉計画、地域いきいき健康プランあまがさき
-----------	--	-----------------	---

令和7年度 尼崎市障害者計画(第4期) 評価・管理シート(令和6年度決算)

基本施策2

自立して暮らす

福祉サービス

相談支援

Plan	施策の方向性	(1) 障害福祉サービス等
	取組項目	① 訪問系サービスの充実 ② 日中活動系サービス等の充実 ③ 福祉用具の利用支援等 ④ その他の日常生活を支援する福祉サービスの充実 ⑤ サービスの質の向上等
Do	成果	<p>①障害福祉サービスと障害児通所支援サービスの支給決定者数は、令和5年度末の7,949人から令和6年度末は8,655人に増加(+706人)しており、障害のある人の自立や地域生活の支援に寄与している。(①②)</p> <p>②日常生活用具給付等事業については、利用者からの要望等を聴く中で令和7年4月向けに給付要綱の見直しを行い、ストマ用装具の申請回数を年2回から年1回とし申請に係る負担軽減を図ったほか、ストマ用装具(紙おむつ)の支給範囲に「おしりふき」を追加するなど、運用の改善に努めた。(③)</p> <p>③物価高騰対策として、昨年度に引き続き、市内のサービス事業所に対し、事業運営を支援するための給付金を1回交付(577事業所)することで、利用者への安定的なサービス提供に寄与した。</p> <p>④尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)の対象2施設のうち、あいあい分場については、土地貸付料の方針が出されたことを踏まえ、運営法人との協議後、利用者家族への説明会を2月に行い、現状報告と意見交換を行った。</p> <p>⑤「評価・管理シート令和6年度(令和5年度決算)」を作成し、障害者計画(第4期:令和3年~8年度)、障害福祉計画(第6期:令和4年~6年度)の進捗管理を行った。</p>
Check	課題	<p>②利用者からは運用の改善以外にも、ストマ用装具(蓄便袋、蓄尿袋)を中心として給付額の増加や品目の追加を求める要望も多く出されている状況である。(③)</p> <p>④もう1施設のあぜくら分場についても方向性の整理を進めていく必要がある。</p> <p>⑤障害者計画(第5期:令和9年~14年度)、障害福祉計画(第8期:令和9~11年度)の策定に向け、着実に事務を進めていく必要がある。</p>
Act	今後の取組	<p>②日常生活用具給付事業については、利用者の声を聴き必要な運用の改善に引き続き努める。給付額等については他都市の動向も参考にしながら検討を進める。(③)</p> <p>④あいあい分場については保護者の理解を得ながら具体化を進めていく。あぜくら分場については法人との協議を深め、方向性について引き続き検討を進めていく。</p> <p>⑤障害者計画(第5期:令和9年~14年度)、障害福祉計画(第8期:令和9~11年度)の策定に向け、実態を把握するために、障害当事者等へアンケート調査を実施する。</p>
	外部評価	



各障害福祉サービスの実績値については障害福祉計画(第7期)で進捗管理

施策目標	方向	基準値			目標値 (R8)	実績値					達成率	
		R3	R4	R5	R6	R7	R8					
サービス等利用計画 (障害児支援利用計画)の作成率	↗	R1	70.8	%	100	78.0	77.7	77.8	82.8			82.8%

Plan	施策の方向性 (2)	相談支援体制
	取組項目	① 地域での相談支援等の充実 ② ケアマネジメントの提供 ③ 相談員活動の充実
Do	成果	<p>①委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和6年度27,209回)は減少したものの、複雑・複合化した相談内容への対応が増えてきている。そのため、あまがさき相談支援連絡会(あま相)の中で新たに「個別事例検討会」を2回開催し、複雑な相談事例への適切な支援について共有を図った。(①)</p> <p>②支援困難ケースについては、前年度に引き続き、各委託相談支援事業所がケースをピックアップし、計画相談支援の制度内容や目的を説明し、障害福祉サービスの利用について安心して相談出来るものという理解を深めてもらうことを働きかけた結果、計画作成に向けて良好な関係を築くことができた。(①)</p> <p>③障害福祉サービスと障害児通所支援サービスの支給決定者数が増加する中、その対応策として、11月からセルフプランを導入した。3月末までに559人がセルフプランを作成し、サービス等利用計画と障害児支援利用計画(利用計画)の作成状況は、617人増加し、作成率についても82.8%と5.0ポイントの増加となった。(②)</p> <p>④指定相談支援事業所のネットワーク会議を計10回(全体会3回、テーマ別開催5回、計画書き方教室2回)開催し、計画策定状況等について情報共有を図るほか、引き続き地域の相談支援専門員のスキルアップを図った。(②)</p> <p>⑤相談件数は前年度より減少したが、身体障害者や知的障害者、その家族の相談ニーズに応じ、自立・更生に必要な援助を行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることができた。(③)</p>
Check	課題	<p>①令和6年の法改正により、自立支援協議会の役割に個別事例の検討を通じた地域課題の検討が追加されているため、あま相で実施した個別事例検討の結果をどう自立支援協議会につなげていくかについては検討しつつも結論が出ていない状況である。(①)</p> <p>②支援困難ケースについては、相談支援に結び付かず計画作成に至らないケースが多く、より丁寧な働きかけが必要となるものの、複雑・複合化した相談内容への対応もあり、委託相談支援事業所の限られた体制の中で、十分な対応が困難となっている。さらに、委託経費が平成24年度から据置きになっており、体制強化が十分に図られていないことが課題となっている。(①)</p> <p>③④セルフプランの導入にあたっては、サービス利用状況が安定しているものなど、極力支障がないものから導入を進めているが、一方で指定相談支援事業所の関わる意義も含め利用者へ丁寧な説明をあわせて行う必要がある。また、相談支援専門員に対しては、利用計画作成の働きかけや計画の書き方教室の実施などの取組を行っているが、支給決定者数の増加に対して相談支援専門員がなかなか増えない状況がある。(②)</p> <p>⑤相談員の支援活動は、障害者と市などの行政機関とのパイプ役としての必要不可欠であるため、相談員と行政の連携を一層深めていく必要がある。(③)</p>
Act	今後の取組	<p>①②当事者、支援者、行政その他の関係機関がともに協議の上で進めている現在の自立支援協議会の利点を生かしつつ、個別事例検討からの地域課題の検討など新たに付与される役割を果たせるよう、協議会の組織編成等についての具体的な議論を進めていく。検討に当たっては増大する会議体の集約等も含めて検討を行う。また、強度行動障害等支援困難ケースへの支援について、引き続き基幹相談支援センターがバックアップして委託相談支援事業所による働きかけを継続する。あわせて県が令和7年度から実施する強度行動障害集中的支援体制整備事業に参加し、地域の事業所の強度行動障害への対応スキルの向上を図る。(①)</p> <p>③④引き続き利用者や指定相談支援事業所へ丁寧な説明を行いながら、セルフプランの導入を進める。いったんセルフプランを作成した利用者については、サービスの利用状況を見ながら、セルフプラン更新時には指定相談支援事業所によるプラン作成を進めていく。そのためにも相談支援専門員のスキルアップの取組を継続する。(②)</p> <p>⑤相談員の資質向上や行政との連携を深めていくため、新たな制度の周知や情報提供に取り組むとともに、定期的な研修会等の実施に努める。(③)</p>
	外部評価	<p>⑤身体障害者相談員、知的障害者相談員について、相談内容の実態や担い手不足について検証し、時代に合った相談員体制を検討する必要がある。</p>

総合計画 (体系)	健康支援(08)	分野別計画 (マスタープラン)	地域いきいき健康プランあまがさき
--------------	----------	--------------------	------------------

令和7年度 尼崎市障害者計画(第4期) 評価・管理シート(令和6年度決算)

基本施策3

育つ・学ぶ

療育

教育

※施策の方向性(1)~(2)

Plan	施策の方向性 (1) 療育											
	取組項目	① 療育支援の充実 ② 保育の充実 ③ 放課後の支援										
Do	成果	主な活動指標	方向	基準値			実績値					
		障害児保育研修の参加者数	→	R1	618	人	R3	R4	R5	R6	R7	R8
		子どもの育ち支援センター(いくしあ)における発達相談・診察件数	↗	R1	387	件	1,033	903	1,057	994		
Check	課題	<p>①いくしあにおいて、発達特性のある子どもに相談や診察(延べ994件)を行った。また、学習に関する相談について、教育委員会や学校と連携し、学校現場での効果的な対応ができるよう教育委員会と連携した取り組みを行った。(①)</p> <p>②幼少期から切れ目なく発達相談支援ができるよう、いくしあ、保健所、南北地域保健課、障害福祉政策担当、保育所、幼稚園、小学校や児童発達支援センター等、支援機関の連携を強化することを目的として就学前後にかかる発達支援推進会議にて協議を行った。(①)</p> <p>③委託相談支援事業所等による発達障害の人の相談者数は198人となっている。また、主な支援機関である障害児通所支援事業所のネットワーク会議において事業所のスキルアップに向けた研修を行うとともに、協議内容をまとめた冊子を作成し、未参加事業所にも配布した。(①)</p> <p>④教育・障害福祉センターの大規模改修工事の完了後、たじかの園診療所の2診化対応の改修工事を実施したうえで、一時移転先からの教育・障害福祉センターへの再移転を完了した。また、児童発達支援センターとしての中核的役割を果たすため、いくしあ等との連携を深化させるとともに、家庭療育支援の充実策として、「障害児等療育支援事業」の一環で実施しているグループ保育体験の利用促進や、居宅訪問型児童発達支援利用中の医療的ケアが必要な児童の自宅訪問している支援員に、管理医師が同行し、保護者への助言を行った。(①)</p> <p>⑤市立幼稚園における特別支援教育として、令和7年度向けの特別な支援が必要な子どもの入園について、引き続き定員5人の枠を超えて応募があった園(4園)における受入の実施や、特別支援教育専門相談員(臨床心理士または小学校教諭の免許を有する者)を5人配置し、職員や保護者を対象とした相談を実施すること等により、教育支援体制の充実を図った。(②)</p> <p>⑥障害者(児)日中一時支援事業については、利用回数(送迎も含む)は増加傾向(R05:9,275回→R06:9,529回)にあり、障害者(児)の家族等の就労や一時的な休息に寄与している。(③)</p>										
		<p>①②発達特性のある子どもに対する切れ目ない支援に向けて、どこで相談を受けても各機関が必要なサービスや支援につなげられるネットワークづくりやデータ連携が必要である。(①)</p> <p>③令和6年度の報酬改定において、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)をすべて含めた総合的な支援を提供することとされており、障害児通所支援事業所が依然増加を続ける中、事業所の支援の質の向上が引き続き課題となっている。(①)</p> <p>④診察室の改修工事は完了したが、運営していくにあたっては、診療所機能を維持・向上していくことが重要であることから、今後も継続して、施設や備品など、環境面への留意が必要となる。これらを含め、療育支援機能の強化を進めていくうえで、再移転完了後、運営を早期に軌道に乗せる必要がある。(①)</p> <p>⑤特別な支援が必要な幼児の入園等については、どのような集団保育が望ましいか、より適正に判断を行う必要がある。(②)</p>										
		<p>①②いくしあに入る相談のうち、子どもの発達に関する相談が高い割合で継続しているとともに、気になることや困りごとを抱える子どもやその保護者に対する支援の方向性からも、事業の継続実施の方向とする。また、引き続き、各機関の役割や実施事業について定期的に協議することで、必要なサービスや支援につなげられるネットワークを構築する。(①)</p> <p>③適切な発達支援の提供等に資するため、障害児通所支援事業所ネットワーク会議を定期開催し、5領域を踏まえた個別支援計画の作成と実践など、引き続きニーズを踏まえた研修や情報提供を行っていく。(①)</p> <p>④たじかの園が児童発達支援センターとして中核的機能を果たせるよう、運営状況を踏まえてつづ家庭療育支援及び保育所等訪問支援の充実を図り、実施状況を検証のうえさらなる療育支援機能の強化に努める。(①)</p> <p>⑤特別な支援が必要な幼児の入園等については、就園検討会議の意見を踏まえるとともに、児童発達支援事業所等と連携しながら、より適正な判断を行う(②)</p> <p>⑥近年、放課後等デイサービスの利用者が大きく増加している中、当該利用者が18歳到達後、日中活動系サービスを利用する際、夕方(概ね16時以降)の時間帯の見守りニーズの増加が見込まれるため、サービス事業所のネットワーク会議などにおいて、適宜、本事業の周知等に努めていく。(③)</p>										
Act	今後の取組											
外部評価	外部評価	<p>②どこに相談しても必要な支援につながり、切れ目ない支援が行われるよう、発達支援推進会議等、関係機関のネットワークをより推し進める必要がある。</p>										



施策目標	方向	基準値			目標値 (R8)	実績値					達成率	
		R3	R4	R5	R6	R7	R8					
障害児通所支援事業所と通学先、支援機関との連携状況	↗	R1	66.4	%	86.3	-	-	-	-			-

Plan	施策の方向性 (2)	インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育										
	取組項目	① 幼・小・中・高等学校における支援体制の整備と充実 ② 早期からの相談支援と個に応じた適切な就学(就園)相談の推進 ③ 学校間及び関係機関の連携(縦と横の連携) ④ あまよう特別支援学校の専門性の向上とセンター的機能の充実 ⑤ 教職員の専門性の向上 ⑥ 特別支援教育についての理解・啓発										
Do	成果	主な活動指標		基準値			実績値					
		方向		R3	R4	R5	R6	R7	R8			
		「個別の指導計画」、「個別的教育支援計画」の作成及び活用数	↗	R1	3,263	件	2,900	2,694	3,678	2,679		
		特別支援ボランティアの配置数			131	人	136	155	149	140		
		巡回相談の実施件数			46	件	61	101	108	117		
		<p>① 尼崎市立の夜間中学校を除くすべての小・中学校に1名ずつ特別支援教育支援員を配置することで、学級担任及び教科担任を補助して、学級経営や学習指導が円滑に行えるように援助ができた。(①⑤)</p> <p>② 特別支援教育検討会議において、ワーキンググループで検討した内容を踏まえて、学校園の教員を対象とした尼崎市特別支援ハンドブック及び、医療的ケアガイドラインの改定を行った。(①③⑤)</p> <p>③ 特別支援ボランティアは、令和6年度登録者数が140人と例年とほぼ同じ人数を配置することができ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援ができた。また、肢体不自由、視覚、聴覚障害児及び発達特性等により、水泳指導における安全を確保する必要がある児童生徒がいる学校に、プール介助員を配置することができた。(①)</p> <p>④ 発達専門機能強化事業においては、特別支援教育専門相談員が各園に継続して訪問指導することで、教員は援助の仕方が明確になり、保護者は家での関わり方が明確になる等の効果が見られた(②)</p> <p>⑤ 幼保小接続カリキュラム実践校園所を4力所から10力所に増やし、実践校園所でのスタートカリキュラム期間中に児童が登校できなかった事例はほぼなかった。また、交流連携は、連携先を指定した上で交流連携を依頼すること等により、全校園所での実施に向けた取組を進めた。さらに、特別な支援が必要な子どもの就学前教育施設から小学校への引継ぎの実施時期・資料の統一化に取り組むことにより、小学校への円滑な接続の推進を図った。公開教育については、特別な支援が必要な子どもが多い市立幼稚園で実施(2園)するとともに、アプローチ時期に官民幼保の就学前教育施設で実施することで、参加者が支援方法等について理解を深めた。(③)</p> <p>⑥ LD,ADHD等の発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒についての理解、啓発及び支援の在り方について、特別支援学校等の巡回相談員が市立幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員に対して巡回相談を行うことにより、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対する指導支援の方法、指導内容等の充実を図った。(あまよう特別支援学校主催の教育コンサルテーション総計75回実施)(④)</p> <p>⑦ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の教育的ニーズを十分に把握した上で、校内の協力体制を構築し、双方の児童生徒にとって効果的な交流及び共同学習を行った。また、オンラインなどのICT機器を活用し、特別支援学校の児童生徒と地域の小中学校間で居住地校交流を実施した(⑥)</p>										
		<p>① 特別な支援を必要とする児童生徒の数は増え続けており、一律に各校1名の配置では十分ではない。特別支援教育コーディネーターや学級担任、教科担任と更に連携して、対象児童生徒が学習活動等に参加している実感・達成感をもてるように、研修をしていく必要がある。また、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の増加及び支援内容の多様化を踏まえ、特別支援教育支援員や生活介助員等の人的配置を整備することが必要である。(①⑤)</p> <p>②⑥ 教育上特別な支援を必要とする児童等の増加及び医療的ケアを含めた支援内容の多様化を踏まえ、特別支援教育支援員、生活介助員等の人的支援を整備し、基本方針に基づいた支援体制整備と充実を図るとともに、教職員の専門性の更なる向上が必要である。また、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の増加や支援の多様化に伴い、バリアフリー法の趣旨を踏まえた基礎的環境整備が必要である。(①③⑤)</p> <p>③ 学校園から一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実のため配置希望は多くなっているが、特別支援ボランティア・プール介助員ともに学校のニーズに合った人数確保と配置が難しい場合がある(③)</p> <p>④ 特別支援教育専門相談員への教員や保護者の相談件数が一定数あるため、相談体制をより一層充実していく必要がある。(②)</p> <p>⑤ 幼保小接続の取組について、未実施の校園所があるため、接続期の重要性の理解を深め、更なる実践につなげる必要がある。(③)</p> <p>⑦ 副次的な学籍を利用して居住地校と直接的な交流または、間接的な交流を希望する児童生徒が、50%と浸透してきた一方で、更なる啓発を行い増やしていく必要がある。一方で、地域の学校でも、受け入れ態勢をしっかりと整える必要がある。(⑥)</p>										
		<p>① 特別支援教育支援員を全ての小・中学校に1校一人配置することにより、教育上特別な支援を必要とする児童等に学習上及び生活上必要な支援を行い、個々の教育的ニーズに応じた支援と教育支援体制の充実を図る。また、学識経験者、医師、校長等による尼崎市特別支援教育検討会議における検討内容を踏まえて、今後の教育支援体制の充実及び医療的ケア児への支援体制の確保に取り組む。(①⑤)</p> <p>② 「特別支援教育検討会議」を引き続き開催し、学識経験者等により、基本方針及び医療的ケア実施体制ガイドラインを踏まえた特別支援教育のあり方を検討し、引き続き本市の特別支援教育に係る基本方針の共有を徹底するとともに、全学校園が共通認識を持って学校園運営や学級経営に生かして行く。また、エレベーターの設置など学校施設の整備についても優先順位をつけて計画的に進め、ソフト・ハードの両面で取組を推進する。(①③⑤)</p> <p>③ 「尼崎市特別支援教育基本方針」に基づいて、個々の教育的ニーズに応じた支援を行うため、必要な人的資源について再検討し、特別支援教育支援員、生活介助員の増員に加え、特別支援ボランティアやプール介助員の配置を検討するとともに、市の管理する施設などにチラシを置いてもらう。(①)</p> <p>④ 引き続き相談体制の充実を図るとともに、令和7年度から市立幼稚園の空き保育スペースを活用して、保護者や教職員の交流の場を設置し特別支援教育専門相談員を講師とすることで家庭や施設での支援方法等への助言を行う。(②)</p> <p>⑤ 幼保小接続カリキュラムの実践校園所を増やしていくとともに、引き続き全校園所での交流連携を目指す。また、引き続き「接続カリキュラム」の手法や必要性の理解が深まるように研修会等で説明を行う。(③)</p> <p>⑥ 「特別支援教育検討会議」を開催し、学識経験者等により、基本方針及び医療的ケア実施体制ガイドラインを踏まえた特別支援教育のあり方を検討し、学校園運営や学級経営に活かしていく。巡回相談などを通して、支援学級の運営の困難さや支援学級児童生徒の重度化に対応する研修やアドバイスを行う。(④)</p> <p>⑦ 副次的な学籍の導入から2年が経ち、更なる特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流の充実を図る。また、教育委員会と特別支援学校と市立小中学校との連携を図り、副次的な学籍及び居住地校交流について理解・啓発に取り組む。(⑥)</p>										
		<p>①②③ 特別な支援を要する児童生徒の増加に対応するとともに、障害種別にかかわらず支援を要する内容に応じた生活介助員等の配置を促進する必要がある。</p> <p>⑦ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が地域の学校で共に学んだり活動したりすることの意義を、保護者や教職員、福祉・医療関係者など、広く社会全体に向けて啓発を進めていく必要がある。</p>										
	外部評価	<p>①②③ 特別な支援を要する児童生徒の増加に対応するとともに、障害種別にかかわらず支援を要する内容に応じた生活介助員等の配置を促進する必要がある。</p> <p>⑦ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が地域の学校で共に学んだり活動したりすることの意義を、保護者や教職員、福祉・医療関係者など、広く社会全体に向けて啓発を進めていく必要がある。</p>										

総合計画(体系)	地域コミュニケーション・学び(01)、学校教育(03)、子ども・子育て支援(04)	分野別計画(マスタープラン)	教育振興基本計画、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)、尼崎市立幼稚園教育振興プログラム、次世代育成支援対策推進行動計画
----------	---	----------------	---

令和7年度 尼崎市障害者計画(第4期) 評価・管理シート(令和6年度決算)

基本施策3

育つ・学ぶ

療育

教育

※施策の方向性(3)

Plan	施策の方向性 (3)	こころの教育・支援										
	取組項目	① 学校教育の中での福祉教育の推進 ② 教育相談の充実										
Do	成果	主な活動指標			基準値			実績値				
			方向		R3	R4	R5	R6	R7	R8		
		社会福祉施設における「トライやる・ウィーク」の実施件数	→	R1	87	件	1	60	72	144		
		<p>①「トライやる・ウィーク」については、地域の事業所等の受け入れ先による1週間(5日間)の社会体験活動を行った。(参加生徒数:2,990人)(①)</p> <p>②SSW(スクールソーシャルワーカー)の各中学校区への1名専任配置を段階的に進めた結果、発生する多くの問題に対応できるようになった。また、学校内における教育相談体制の強化が進められるよう、SSW活用ハンドブックを作成するとともに、学校とSSWとの連携研修会を実施した。【活動校数(幼・小・中・高)59校、ケース数809件】(②)</p> <p>③不登校には至らないものの、不登校傾向にある児童生徒も多く存在するため、未然防止(発達支持)の観点から、教室での学びに「しんどさ」を抱える児童生徒の居場所・回避場所として『校内サポートルーム・エリア』をモデル校14校(中学校8校と小学校6校)で整備およびその進捗について調査を行った。また、校内サポートルーム・エリアにおける支援の充実を図るため、中学校17校と小学校22校に学習支援員を配置した。(②)</p> <p>④市内3か所ある教育支援室の運営方法や取組、互いの強みを共有し、その内容をサテライト教室にも展開することで、学校外のグラデーションのある学びの場の充実を図った。(②)</p> <p>⑤ユース相談支援事業では、委託事業者によるアウトリーチ支援を実施したほか、当事者会を130回、家族交流会を6回、啓発事業を5回実施するなど、引き続き丁寧な支援を実施した。また、関係部局や学識経験者を交えて具体的な支援手法に関する事例検討等を行うことで、関係部局間での連携強化や職員の能力向上に努めたほか、支援計画の明確化を図ることで効果的な支援を進めた。(②)</p>										
Check	課題	<p>②現状では、問題が発生し、対応するという対処療法的になっているため、今後は予防的な取組を増やしていく必要がある。また、学校や担当者によって連携の差も見られることから、引き続きSSW活用に関する啓発をしていく必要がある。(②)</p> <p>③校内サポートルーム・エリアを設置するにあたっては、各学校に応じた適切な運営方法等を計画することに時間を要している。(②)</p> <p>④令和6年8月29日文科省通知「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」に基づき、教育支援室やサテライト教室での学習成果を成績に反映していく必要がある。(②)</p> <p>⑤保護者等が自ら支援を探し、本事業を知る機会があった方で、ひきこもり状態も比較的重篤でない対象者からの申請が多い。ひきこもり状態が重篤であるなど、支援を必要とする対象者に本事業について知ってもらう機会を増やしていくことが課題である。(②)</p>										
		Act	今後の取組	<p>①引き続きキャリア教育の観点も踏まえながら、生徒にとって学校の中だけでは経験のできない貴重な体験となるような事業を展開していく。(①)</p> <p>②幼小中高と切れ目のない支援を行う拠点巡回型の配置体制の完成を目指すとともに、SSW活用ハンドブックを活用し、「対処」に加えて「予防」にもつなげられるよう校内の教育相談体制の強化を進める。また、学校がSSWをより効果的に活用し、教育相談体制の強化が進められるよう、同ハンドブックの加筆修正を行うとともに、学校とSSWとの連携研修やSC(スクールカウンセラー)、SSWによる教職員向け研修を実施し、教育相談に関わる教職員の資質向上に努める。(②)</p> <p>③校内サポートルーム・エリアの整備および機能拡充をさらに進める(令和7年度は中学校9校と小学校15校を整備)。また、同ルーム・エリアにおける支援の充実を図るため、昨年度から7校増となる中学校17校と小学校29校に学習支援員の配置を行う。加えて、同ルーム・エリア設置、運営のためのガイドブックを作成し、学校現場での活用を図る。(②)</p> <p>④不登校児童生徒の学校以外の学びの場・居場所において、個々の状況に応じた支援を行うため、「ほっとすてっぴEAST」「ほっとすてっぴWEST」「ほっとすてっぴSOUTH」「ほっとすてっぴオンライン」の運営を継続する。また、学校外の学びの場での「学びの評価」について研究を進め、教育支援室「ほっとすてっぴEAST」をモデルケースに「学びの評価」「学校との連携」についての具体的方法の研究を行う。(②)</p> <p>⑤今後、30歳以上のひきこもり支援を行うしごと・くらしサポートセンターと更なる連携を図りつつ、ひきこもり支援に関する具体的な事例検討を重ねることで、職員の能力向上に努めるとともに、広報を充実させるなど事業の利用促進を図ることで必要な支援につなげていくものとする。(②)</p>								
	外部評価											

基本施策4

働く

雇用

就労

施策目標	方向	基準値			目標値 (R8)	実績値						達成率
		R1	R2	R3		R3	R4	R5	R6	R7	R8	
障害者就労施設の物品等の販売会の実施回数	↗	R1	16	回	25	17	26	26	30			120.0%

Plan	施策の方向性	(1) 雇用機会													
	取組項目	① 就労に関する支援・相談体制等の充実 ② 企業等への支援・理解の促進													
Do	成果	主な活動指標				方向	基準値			実績値					
		尼崎市障害者就労・生活支援センターみのりを通じた就労者数				↗	R1	31	人	24	20	26	37		
Check	課題	②市役所における障害者の任用にあたっては、障害により働きづらさを抱える職員への合理的配慮のほか、法定雇用率の上昇も念頭に置いて取り組む必要がある。(①)													
Act	今後の取組	<p>①就労選択支援事業が令和7年10月から円滑に開始できるよう、国からの情報収集に努めるとともに、事業者や特別支援学校等との関係機関との協議を早期に進め、相互の役割分担等のスキームを固めていく。(①)</p> <p>②引き続き、「ハートフルオフィスup×3」で任用するスタッフの働く機会の拡充に向け、担当課での集中的な配置に加え、ハローワークや支援機関と連携するとともに、各局においても、障害のある会計年度任用職員の任用に取り組むなど、障害者雇用の促進を図る。あわせて、職場定着に向けた支援として、ジョブコーチ等職員が働きやすい職場づくりに向けた支援を行っていく。(①)</p>													
	外部評価	 <p>①就労選択支援事業については、利用者の囲い込みにならないよう、適切な指導を図る必要がある。</p>													

Plan	施策の方向性	(2) 多様な就労										
	取組項目	① 多様な形態での就労支援 ② 販路拡大等への支援										
Do	成果	<p>①小規模作業所については、令和6年度をもって県補助金が完全に廃止となるため、法内施設への円滑な移行に向け、事業者等との協議・調整を進めた結果、市内の全ての作業所が、地域活動支援センターに移行することができた。(①)</p> <p>②前年に続き庁内販売「にうえるフェア」など物品等の販売会を計30回開催したほか、共同受注支援により発注企業(10社)から21施設への契約に結び付けた。(②)</p> <p>③障害者の就労支援や工賃の向上等を目的とする特定随意契約により、障害者支援施設等を募集し、じんかい収集業務等を行う事業者として選定した。(②)</p>										
		Check	課題	②就労継続支援事業所については賃金、工賃の向上を求められており、これまで以上に受注先を見つける必要がある。								
Act	今後の取組	②一般雇用に向けた企業開拓だけでなく、福祉的就労におけるしごと開拓についても、産業部局との情報共有ができるよう庁内連携を強めていく。(②)										
	外部評価	 <p>③特定随意契約による役務等の発注をさらに促進する必要がある。</p>										

総合計画(体系)	地域経済・雇用就労(11)、行政運営	分野別計画(マスタープラン)	障害者活躍推進計画
----------	--------------------	----------------	-----------

令和7年度 尼崎市障害者計画(第4期) 評価・管理シート(令和6年度決算)

基本施策5

住まう・出かける

生活環境

移動・交通

施策目標	方向	基準値		目標値 (R8)	実績値						達成率
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	
市内のグループホームの定員数	↗	R1	453 人	700	552	622	671	738			105.4%

Plan	施策の方向性	(1) 生活環境
	取組項目	① 住まいの確保等 ② 住宅のバリアフリー化 ③ 公共施設等のバリアフリー化
Do	成果	<p>①市内グループホームの定員数については、令和5年度末の671人から令和6年度末では738人と着実に増加(+67人)している。(①)</p> <p>②「障害者施設開設等サポート事業」で、10ホーム(定員47人)に開設経費の一部を助成した。また、バリアフリー改修等補助については、3ホームに対して段差解消等の補助を実施した。(生活介護事業所3施設にも補助を実施)(①)</p> <p>③「地域生活支援拠点」の機能強化に向けて、グループホームと短期入所事業所のネットワーク会議においては、精神障害のある利用者への支援の工夫や、虐待防止の取組についてなど計4回開催し、意見交換と情報共有を図った。また、生活介護事業所のネットワーク会議においては、支援の課題やニーズ、地域とのつながりについてなど計2回開催し、意見交換と情報共有を図った。(①)</p>
	課題	①②グループホームの重度(障害支援区分4~6)利用者数は微増となる中で、重度障害者が利用できるグループホームはまだ少ないとの声もあり、バリアフリー改修等補助制度の利用が一定進んだこともあるが、重度化対応のグループホームの増加に向けてはさらなる整備方策の検討には十分至らなかった。(①)
Act	今後の取組	<p>①②グループホームの整備促進や障害者の重度化・高齢化への対応に向けては、引き続き指定事業所ネットワーク会議等でバリアフリー改修等補助制度を含む「障害者施設開設等サポート事業」を周知し利用を促進する。今後のさらなる整備方策については、次期障害福祉計画の検討とあわせて事業者向けのアンケート調査を実施し、ニーズ把握を行いつつ検討する。(①)</p> <p>③「地域生活支援拠点」については、各支援機関の拠点機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、各機能を担う支援機関等との協議を進めていく。また、グループホームと短期入所、生活介護事業所のネットワーク会議を活用し、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に取り組みとともに、今後も様々な制度・サービスに係る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化に繋げていく。(①)</p>
外部評価		

Plan	施策の方向性	(2) 移動環境																																											
	取組項目	① 公共交通機関の整備等 ② 外出に係る支援																																											
Do	成果	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な活動指標</th> <th rowspan="2">方向</th> <th colspan="2" rowspan="2">基準値</th> <th colspan="6">実績値</th> </tr> <tr> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗合自動車(バス)特別乗車証の利用回数</td> <td rowspan="3">→</td> <td rowspan="3">R1</td> <td rowspan="3">1,830,660</td> <td rowspan="3">回</td> <td>1,528,819</td> <td>1,614,352</td> <td>1,670,136</td> <td>1,700,332</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉タクシー利用料の助成件数</td> <td>42,334</td> <td>38,897</td> <td>32,908</td> <td>30,683</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>リフト付自動車の派遣件数</td> <td>13,502</td> <td>件</td> <td>13,557</td> <td>14,251</td> <td>14,566</td> <td>14,130</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主な活動指標	方向	基準値		実績値						R3	R4	R5	R6	R7	R8	乗合自動車(バス)特別乗車証の利用回数	→	R1	1,830,660	回	1,528,819	1,614,352	1,670,136	1,700,332			福祉タクシー利用料の助成件数	42,334	38,897	32,908	30,683			リフト付自動車の派遣件数	13,502	件	13,557	14,251	14,566	14,130		
		主な活動指標					方向	基準値		実績値																																			
			R3	R4	R5	R6				R7	R8																																		
		乗合自動車(バス)特別乗車証の利用回数	→	R1	1,830,660	回	1,528,819	1,614,352	1,670,136	1,700,332																																			
福祉タクシー利用料の助成件数	42,334	38,897					32,908	30,683																																					
リフト付自動車の派遣件数	13,502	件					13,557	14,251	14,566	14,130																																			
課題																																													
Act	今後の取組	①令和7年9月から阪神バス等が市内路線バス運賃の値上げを予定しているが、引き続き無料で乗車できるよう助成額を増額する。(②)																																											
外部評価																																													

総合計画(体系)	高齢者支援(07)、都市機能・住環境(13)、行政運営	分野別計画(マスタープラン)	高齢者保健福祉計画、住まいと暮らしのための計画、地域交通計画、公共施設マネジメント基本方針、公共施設等総合管理計画
----------	-----------------------------	----------------	---

基本施策6

地域でつながる 生涯学習活動

施策目標	方向	基準値		目標値	実績値						達成率	
		R1	R2	(R8)	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
身体障害者福祉センターと 身体障害者福祉会館の利用者数	↗	R1	28,742	人	41,848	12,644	18,407	22,191	20,970			53.0%

Plan	施策の方向性	(1) 生涯学習活動(スポーツ・文化芸術・地域交流)																																									
	取組項目	① 施設の整備・改善 ② 活動機会・環境の充実 ③ 活動の支援 ④ 活動に関する情報提供の充実																																									
Do	成果	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な活動指標</th> <th rowspan="2">方向</th> <th colspan="3">基準値</th> <th colspan="6">実績値</th> </tr> <tr> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生涯学習活動の実施状況</td> <td>↗</td> <td>R1</td> <td>17.4</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>13.8</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>尼崎市障害者(児)スポーツ大会の参加者数</td> <td>↗</td> <td>R1</td> <td>1,213</td> <td>人</td> <td>中止</td> <td>中止</td> <td>中止</td> <td>中止</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p> ①身体障害者福祉センターについては、体育室の大規模改修の影響で昨年度より利用者数は13,440人に減少したが、身体障害者福祉会館は移転後の利便性向上により新たな利用者の獲得につながり、7,530人に増加した。(①②) ②身体障害者福祉センターでは、令和元年度から意見交換会などの場を設け、事業改善に取り組んでおり、スポーツ教室ではポッチャ、モルックなど近年需要が高まるスポーツを取り入れ、心身障害者の福祉の増進を図ることができた。(②) ③尼崎市障害者(児)スポーツ大会については、令和6年6月18日に市内の当事者団体の代表者で構成している「尼崎市障害者(児)スポーツ大会実行委員会」を開催し、大会開催の可否等に関して協議を行った。その結果を踏まえつつ、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、大会中止を決定した。(②) ④兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会については、37人が参加し、卓球や水泳、ボウリング、ポッチャ、陸上競技、フライングディスクなどの競技に参加した。(②) ⑤ボランティアセンターでは、ひきこもり状態にある人やその家族の社会参加に向けボランティアグループにつなぐほか、若い世代がボランティアの楽しさに気づくきっかけとして、市民活動団体、中学校のボランティア部と協働し小学生向けボランティア体験講座等を開催した。また、SNSを活用してイベント情報やボランティア活動の動画などの発信に取り組んだほか、他団体と連携して担い手づくり等の講座を開催した。(③) ⑥自発的活動支援事業については、自立支援協議会全体会において障害者団体等への周知を行ったほか、募集期間を2回設けたことなどにより、新規の団体を4団体含む全6団体の地域活動を支援した。(③) </p>	主な活動指標	方向	基準値			実績値						R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	生涯学習活動の実施状況	↗	R1	17.4	%	-	-	13.8	-			尼崎市障害者(児)スポーツ大会の参加者数	↗	R1	1,213	人	中止	中止	中止	中止		
	主な活動指標	方向			基準値			実績値																																			
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8																																	
生涯学習活動の実施状況	↗	R1	17.4	%	-	-	13.8	-																																			
尼崎市障害者(児)スポーツ大会の参加者数	↗	R1	1,213	人	中止	中止	中止	中止																																			
課題	<p> ①障害者の学習活動の活性化に向けて、両施設の更なる利用促進を図る必要がある。(②) ②体育室等(大規模改修工事)の休止期間による影響で、昨年度より利用者数が減少しており、今後改修された施設でニーズを踏まえた各種事業の展開により利用者数の回復を図っていく。(②) ③尼崎市障害者(児)スポーツ大会については、コロナ禍以降開催がなされておらず、従前どおりの規模での開催は実行委員会、事務局、参加団体の負担が大きく困難な状況となっている。 ④多くの市民が地域課題を把握し、我が事として行動してもらえるよう福祉学習を各地区で展開する必要がある。また、引き続き、ボランティア活動への多様な世代の参画の促進が必要となる(③) </p>																																										
今後の取組	<p> ①②身体障害者福祉センターでの新たな文化教養講座の開設や身体障害者福祉会館でのコミュニケーション支援機器の利用を促進し、学習活動の機会の充実を図る。(②) ③尼崎市障害者(児)スポーツ大会の開催にあたっては、実行委員会において新たな種目の検討や効果的な周知方法について協議するなど、引き続き、イベントの活性化に向けて検討していく。また、令和7年度についても、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、実行委員会で協議のうえ、開催の可否を検討する。(②) ④兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加は、障害者スポーツに取り組む者にとって大きな目標や励みとなるため、参加者数が増加するよう、引き続き、当事者団体等との連携を図りながら、広報を行っていく。(②) ⑤SNSの活用や新たに催事場でボランティアセンターの活動PRを行うこと等により、様々な世代に向けた情報発信に引き続き取り組む。(③) ⑥申請団体の増加に向けては、引き続き、生涯学習プラザや身体障害者福祉センター等で実施されている活動・講座等から本事業の活用につなげていくとともに、より活用しやすい制度となるよう、これまでの活動事例を紹介するなど一層の周知に取り組んでいく。(③) </p>																																										
外部評価																																											

総合計画(体系)	地域コミュニティ・学び(01)、地域福祉(05)、行政運営	分野別計画(マスタープラン)	文化ビジョン、スポーツ推進計画、地域福祉計画、公共施設マネジメント基本方針、公共施設等総合管理計画
----------	-------------------------------	----------------	---

令和7年度 尼崎市障害者計画(第4期) 評価・管理シート(令和6年度決算)

基本施策7

安全に暮らす 安心・安全

Plan	施策の方向性	(1) 防災対策																																						
	取組項目	① 防災対策の充実 ② 避難のための情報伝達 ③ 避難所の充実 ④ 関係機関等との連携 ⑤ 緊急通報等の充実																																						
Do	成果	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な活動指標</th> <th rowspan="2">方向</th> <th colspan="2" rowspan="2">基準値</th> <th colspan="6">実績値</th> </tr> <tr> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災マップの作成地域数</td> <td>↗</td> <td>R1</td> <td>70</td> <td>か所</td> <td>71</td> <td>72</td> <td>73</td> <td>74</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉避難所の指定数</td> <td></td> <td></td> <td>36</td> <td></td> <td>44</td> <td>45</td> <td>46</td> <td>46</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p> ①関西国際大学と協働作成したパンフレットを活用し、市政出前講座等での自主的な計画作成の呼びかけや、災害リスクが高いと考えられる要支援者に直接働きかけ、新たに89人の個別避難計画を作成した。(計149人)(①④) ②市社協等と連携し共助による避難支援を啓発し、新たに2つの社会福祉連絡協議会が避難行動要支援者名簿を受領し、6団体が避難訓練等が行われた。(①④) ③自立支援協議会あまのくらし部会において、障害特性に配慮した避難所の設置・運営を来場者に考えてもらう体験ブースを「ミーツ・ザ・福祉」に出店し、障害のある人に必要な配慮や対応等についての理解・啓発を行った。(①) ④身体障害者福祉センターと身体障害者福祉会館において、エレベーターの設置されていない階段部分での避難のため、「非常用階段避難車」を導入した。(①) ⑤水防法の改正に伴い、新たに中小河川を含む洪水ハザードマップなどの整備を行ったほか、啓発情報面をさらに充実化させ、ホームページでの公表、出前講座での配布、地域の訓練など様々な機会を捉えた周知啓発を実施した。(①③) ⑥「防災情報伝達システム」を、災害時の情報伝達や災害に備えた注意喚起等で活用した。また、協定締結先である民間事業者の協力を得て、デジタル媒体以外による情報伝達の仕組みを構築し、防災総合訓練や平時における情報掲示に取り組んだ。(②) ⑦災害マネジメントシステムについて、災害対応で活用するとともに、防災総合訓練で、災害マネジメントシステム、防災情報伝達システム等に関連するシステムを活用しつつ、各関係機関と連携した実動訓練を実施し、災害対策本部及び庁内各局における更なる情報処理能力の向上と関係機関との連絡体制の確認などを行い、市職員の防災力の向上に資する取組を行った。(②) ⑧特別養護老人ホーム1施設を新たに福祉避難所に指定した(令和6年度:46施設)。また、防災総合訓練や「1.17は忘れない」地域防災訓練において、福祉避難所指定の特別養護老人ホームや生活介護施設など6施設と連携し、市災害対策本部と福祉避難所の開設にかかる、要配慮者の受入れや必要物資の調達要請等、情報伝達の流れを確認する訓練を実施した。(③) </p>	主な活動指標	方向	基準値		実績値						R3	R4	R5	R6	R7	R8	防災マップの作成地域数	↗	R1	70	か所	71	72	73	74			福祉避難所の指定数			36		44	45	46	46		
		主な活動指標					方向	基準値		実績値																														
R3	R4		R5	R6	R7	R8																																		
防災マップの作成地域数	↗	R1	70	か所	71	72	73	74																																
福祉避難所の指定数			36		44	45	46	46																																
Check	課題	①②③地域住民や福祉専門職等の避難支援等関係者の担い手不足や負担感が課題となっており、引き続き、避難支援等関係者に過度な負担とならないよう関係者の意向に留意して取組を進める必要がある。(①④) ③実際の避難所運営にあたる地域住民への啓発を引き続き進めていく必要がある。(①) ④新たなハザードマップを周知するとともに、事前に家族や知人とマイ避難カード等を活用し、発災時の避難行動計画を考えてもらうきっかけ作りをする必要がある。また、要配慮者向けに、より一層防災情報の周知を行えるように情報発信を行うとともに、平時から防災意識の向上に向けて、効果的な取組を行う必要がある。(①③) ⑤災害時に高齢者や障害のある人等に確実に情報を伝える取組を更に進める必要がある。また、デジタル媒体以外による情報伝達の仕組みを確立したが、その仕組みが市民に対して十分に周知出来ていない。(②) ⑦発災時における受援体制の確立に向けて検討する必要がある。また、災害マネジメントシステムの活用に係る課題事項を整理し、次年度以降の防災訓練において、改善に向けた取組を行う必要がある。(②)																																						
		Act	今後の取組	①②地域での災害時要援護者支援への協力意向のある社会福祉連絡協議会等への支援を進めるほか、避難支援体制づくりに向けた啓発等の取組や避難支援等関係者と連携して段階的に計画作成に取り組む。(①④) ③障害の特性に配慮した避難所運営について、引き続き自立支援協議会あまのくらし部会で協議を進め、地域住民が参加できるような啓発方法を検討し実施していく。(①) ④やさしい日本語による啓発媒体の作成、ハザードマップの多言語版等の整備のほか、要配慮者向けの点字版、音声版のハザードマップの作成を行い、外国籍住民及び要配慮者が避難場所等の情報を取得できるなど、防災情報の多言語対応等を進めていく。また、関係部局と連携し、出前講座や各種イベント等のあらゆる機会を通じて、それらの活用についても啓発を行う中で、平時から要配慮者や外国籍住民等の防災意識の向上に努める。(①③) ⑤アナログの情報伝達手段の更なる構築など確実に伝える取組を進めるとともに、防災情報伝達システムを活用した自主防災会等の共助の担い手による情報伝達訓練等を実施し、情報伝達の強化及び意識醸成を図る。また、協定締結事業者においても災害情報を入手できることを市民に周知し、要配慮者の障害特性を考慮した情報発信や周知啓発に取り組む。その他にも、関係部局と連携し、出前講座や各種イベント等のあらゆる機会を通じて、平時から要配慮者の防災意識を高める。(②) ⑦令和7年度の防災総合訓練に向けて「災害マネジメントシステム」、「防災情報伝達システム」等の各種システムの活用について、マニュアルの改訂や職員研修等の場を設け、全庁職員を対象に、継続的な研修・訓練を実施することにより、職員の災害対応能力の向上を図る。また、災害マネジメントシステムを活用し、受援を担う部や災害ボランティアセンターとの連携を迅速化し、災害復旧の効率と効果を高める取り組みを行う。(②) ⑧福祉避難所指定施設のマニュアル作成支援を進めるとともに、指定施設への情報伝達や多様な要支援者を想定した開設・運営訓練に取り組む。(③)																																				
外部評価	②医療的ケアへの対応等を考慮して、避難所の電源確保をさらに促進する必要がある。 ⑤災害時にも手話などの情報保障が行えるよう、まずは防災訓練時より様々な障害を想定した情報保障に取り組む必要がある。 ⑦障害特性により指定避難所に行けず在宅避難を余儀なくされている人に対し、物資を受け取れないなどの状況に陥らないよう、確実な情報伝達の手法を検討する必要がある。																																							

施策目標	方向	基準値			目標値 (R8)	実績値						達成率
		R3	R4	R5	R6	R7	R8					
災害時に避難する場所の認知度	↗	R1	58.2	%	75.7	-	-	53.6	-			-

Plan	施策の方向性	(2) 防犯対策、消費者保護												
	取組項目	① 防犯対策の推進 ② 消費者トラブルの防止及び被害からの救済												
Do	成果	主な活動指標			方向	基準値			実績値					
						R3	R4	R5	R6	R7	R8			
		犯罪対策や消費者保護に関する講座等の開催回数	↗	R1	36	回	15	20	24	28				
		<p>①犯罪対策や消費者保護に関する講座等について、令和6年度は28回開催した(①②)</p> <p>②消費者保護に関する講座については、開催時に、聴覚障害のある方に対する情報支援として手話通訳者を配置しており、延べ3人の申し込みがあった。(②)</p>												
Check	課題													
Act	今後の取組	①②各種講座の開催にあたっては、より多くの市民に利用してもらえるよう、広報に取り組む。(①②)												
	外部評価													

総合計画 (体系)	地域福祉(05)、高齢者支援(07)、 生活安全(09)、消防・防災(10)	分野別計画 (マスタープラン)	地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、地域防災計画、国民保護計画
--------------	---	--------------------	--------------------------------

令和7年度 尼崎市障害者計画(第4期) 評価・管理シート(令和6年度決算)

基本施策8

お互いを認め合う

権利擁護

啓発

差別の解消

Plan	施策の方向性 (1) 権利擁護																																							
	取組項目	① 成年後見制度の利用等による権利擁護の推進 ② 障害者虐待防止への取組																																						
Do	成果	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な活動指標</th> <th rowspan="2">方向</th> <th colspan="3">基準値</th> <th colspan="5">実績値</th> </tr> <tr> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年後見制度の認知度</td> <td>↗</td> <td>R1</td> <td>28.0</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>23.6</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者虐待の通報先の認知度</td> <td>↗</td> <td>R1</td> <td>31.8</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>28.9</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p> ①市長申立案件の事務処理方法を見直し、後見制度利用までの期間を短縮し、申立件数を令和5年度13件から令和6年度22件に伸ばした。また、報酬助成制度の事務処理を進め、助成決定の迅速化により、後見人等から助成制度が利用しやすくなり、新たな受任もしやすくなったといった意見が聞かれた。(①) ②後見制度利用者の増加に備えた担い手確保の取組として、市民後見人の養成に加え、法人後見に関心を示す社会福祉法人や家庭裁判所と協議を進めた。(①) ③権利擁護支援の地域連携ネットワークの場としている、成年後見等支援センター運営委員会での委員意見を受け、成年後見等支援センターにおいては、後見に係る診断書の作成に携わる医師向けに新たに出前講座を開催した。また市民向けの「権利擁護フォーラム」を開催したほか、パンフレット等の配布先として既存配布先に加え6医療機関拡充した。(①) ④障害者虐待防止センターにおいて、通報・相談や虐待事例の対応にあたった(令和6年度通報・相談件数68件。うち、虐待認定6件)。また、虐待の調査・認定について組織的に決定するよう手順等を整理した。(②) ⑤昨年度に引き続き、各ネットワーク会議(相談・就労・グループホーム・短期入所・生活介護・障害児通所支援)の参加事業所を対象とした「合同研修会」を開催し、当該制度や身体拘束・行動制限の適正化について理解を深めた。(②) </p>	主な活動指標	方向	基準値			実績値					R3	R4	R5	R6	R7	R8	成年後見制度の認知度	↗	R1	28.0	%	-	-	23.6	-			障害者虐待の通報先の認知度	↗	R1	31.8	%	-	-	28.9	-		
	主な活動指標	方向			基準値			実績値																																
R3			R4	R5	R6	R7	R8																																	
成年後見制度の認知度	↗	R1	28.0	%	-	-	23.6	-																																
障害者虐待の通報先の認知度	↗	R1	31.8	%	-	-	28.9	-																																
課題	<p> ①②将来を見据えた成年後見人等の担い手確保に向けて、引き続き専門職団体との連携を図るとともに、受任につがっていない市民後見人の活躍の機会確保に向けた検討や法人後見実施に向けて、家庭裁判所等との協議や検討を進める必要がある。(①) ③成年後見制度に係るより多くの市民及び支援者の理解を進めるため、周知啓発に継続して取り組む必要がある。(①) ④⑤障害者虐待に係る通報件数やその対応件数は例年、一定の件数が発生しており、引き続き、支援体制の確保や担当職員の支援力・判断力の向上や緊急通報先の周知を進めていく必要がある。また、障害福祉サービス事業所等への虐待防止委員会の設置等が義務化されたが、これらが実質的に機能するよう、一層の周知や助言指導等を行っていく必要がある。(②) </p>																																							
Act	今後の取組 <p> ①②各専門職団体との更なる連携、協議と法人後見の検討などにより持続可能な受任調整を進めていく。(①) ③引き続き成年後見制度のパンフレット等の配布先を拡充するなど、周知啓発を図っていく。(①) ④⑤障害者虐待の防止対策については、障害者虐待防止センターでのOJTによる人材育成や関係機関との連携に取り組み、引き続き、支援体制の確保に努める。また、障害者虐待防止の取組の事業所への一層の周知に向けては、引き続き、各指定事業所のネットワーク会議において研修を実施していくほか、虐待のおそれがある事象が発生した際に事業所へ再発の未然防止に向けた指導を丁寧に行っていく。(②) </p>																																							
外部評価	<p> ④⑤障害者虐待に係る通報・相談件数が少ないと思われるため、何が障害者虐待に該当するのかについての啓発をより進める必要がある。 ④⑤障害福祉サービス事業所だけでなく、一般の企業等に向けても、虐待を発見したら通報してもらえるよう積極的な啓発を進める必要がある。 </p>																																							

(参考)『障害をテーマとした啓発事業等(各地域課での取組※一部抜粋)』

課	イベント・講座名	実施概要
中央地域課	夏休み楽しい子ども手話教室	尼崎ろうあ協会と協力して、学校が休みになる夏休みに地域の子どもも一緒に参加して手話に触れ、聴覚障害のある人を身近に感じてもらう機会を作る。
	ユニバーサルスポーツ「ポッチャ」を楽しもう!	ユニバーサルスポーツ「ポッチャ」の指導者から、講話と実技指導を通して、身体障害のある人との交流と相互理解を図る。
小田地域課	インクルーシブな街づくりカフェ	地域住民との交流を通じ、車椅子を利用している人もそうでない人も当たり前前に助け合いができ誰も孤立しないまちを目指し、小田南生涯学習プラザ、あまがさきキョーズモールまなびのひろばにて、交流カフェを実施した。
	バリアフリー緑日	車椅子を利用している人もそうでない人でも、当たり前前に助け合いのできる、誰も孤立しないまちを目指し活動をしているバリアフリー部について知っていただき、幅広い年齢の方に対して車椅子ユーザーの実態や手助けの方法について発信するため、地域の誰でも参加可能な「バリアフリー緑日」を実施した。
大庄地域課	尼崎バリアフリー部車椅子サポーター基本講座	車椅子生活に変わり様々な困難にぶつかった経験から、誰もが当たり前前に助け合いのできる誰も孤立しないまちにしたい、という市民発意の企画で車椅子ユーザーの実態や手助け方法などを知ってもらう講座を行った。
	阪神くすの木学級 尼崎教室	歴史博物館職員による講話及び施設見学、バルーンアート体験、ドローン体験 など
立花地域課	前期ハートフルシネマ	・人権啓発映画「障がい者と共に働く」の上映 ・人権問題啓発指導者による講話
	たちばなのマナビバ! (点字体験教室)	夏休みの小学生以上の人を対象に、点字の仕組みや点字機の使い方を学ぶ機会を提供し、視覚障害のある方の文字の読み方や障害の理解を進める事業を実施した。
	たちばなのマナビバ! (楽しい子供手話)	夏休み中の小学生を対象に手話講座を実施し、コミュニケーションの手段や仕方を学びきっかけとなった。
武庫地域課	手話カフェ	手話を通じて聞こえる人と聞こえない人とのコミュニケーションを生み、障害のある人もない人も地域で活躍できる地域社会を目指す。またコミュニケーションツールを手話、筆談などの「声を使わない」ものに限定することで、聴覚障害をもつ方のコミュニケーションの取り方を体験し、表情や表現方法の工夫を楽しむことで相互理解を深めることを目的とする。
	リレーコンサートin武庫vol.5	音楽を通して、障害の有無に関わらずインクルーシブな交流にもつなげる。
園田地域課	オトナのまなびバル	障害のある人が制作したアート作品を展示するイベントを開催し、参加者が作品を見て交流してもらうことで障害のある人への理解を深める。
	やさしい手話講座	手話を学び、聴覚障害者との交流を行う。
園田地域課	18トリソミーの子どもたち写真展in尼崎	18トリソミーの子どもたちの写真展を開催し、保護者による講演会や情報共有などを通じて交流を図るとともに、18トリソミーの理解を深めた。

施策目標	方向	基準値		目標値	実績値					達成率		
		R3	R4	(R8)	R3	R4	R5	R6	R7		R8	
障害者差別解消法の認知度	①障害のある人	↗	R1	14.0	%	50.0	-	-	13.7	-	-	-
	②全市民(※)	↗	R3	34.2		50.0	34.2	35.7	32.8	34.1	-	-

※ 施策評価においては、市民意識調査(毎年実施)の回答結果を採用しているため、参考に表記する。なお、目標値年度はR9である。

Plan	施策の方向性	(2) 理解・啓発活動と差別解消																																					
	取組項目	① 理解の促進・啓発 ② 差別解消への取組の充実																																					
Do	成果	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な活動指標</th> <th rowspan="2">方向</th> <th colspan="2">基準値</th> <th colspan="5">実績値</th> </tr> <tr> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害をテーマとした啓発事業等の開催回数</td> <td>↗</td> <td>R1</td> <td>13</td> <td>回</td> <td>21</td> <td>36</td> <td>58</td> <td>68</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふれあい学級への参加者数 (いきいき学級・やまびこ学級・ひかり学級の参加者数)</td> <td>↗</td> <td>R1</td> <td>193</td> <td>人</td> <td>166</td> <td>313</td> <td>214</td> <td>196</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>①「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」は、過去最大の65団体、74ブースの出店となり、110名のボランティアスタッフの協力を得る中、約2,500名の参加者があった。また、障害のある人とない人の相互理解に資する新たなコンテンツや、モバイルトイレの設置等、イベントの活性化が図られている。(①) ②障害のある当事者や関係者の方を講師に迎え、人権啓発推進員及び市民向けに講座を実施し、当事者の自身の生い立ち、現在の生活、障害者の処遇の歴史、現在の取り組み等、障害者問題について、理解を深めた。(①) ③人権問題講演会において、講師も参加者もいっしょになって手話パフォーマンスを行ったり、全盲の弁護士として著名な講師をオンラインで繋いだりなどすることで、市民により障害について興味を持ってもらうことができた。(①) ④自発的活動支援事業については、自立支援協議会全体会において障害者団体等への周知を行ったほか、募集期間を2回設けたことなどにより、新規の団体を4団体を含む全6団体の地域活動を支援した。(①)【再掲】 ⑤阪神くすの木学級が尼崎市で開催され、聴覚・言語に障害のある方を対象に、歴史博物館の施設見学やバルーンアート体験、ドローン体験を通して、日常生活に役立つ知識や技能を習得したり教養を高めたりするとともに、相互理解や仲間づくりの場となった。(①) ⑥令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者にも義務化されたことを受け、その内容や対応等を掲載したパンフレットを「労働環境実態調査」に同封したほか、その他企業が参加する会議等で配布し説明を行った。また、当事者団体や事業所の協力のもと実施する、教職員向けの研修や児童・生徒向けの授業内容を集約した一覧表を作成し、各学校の授業等で活用してもらえるよう案内を行った。(①②)</p>	主な活動指標	方向	基準値		実績値					R3	R4	R5	R6	R7	R8	障害をテーマとした啓発事業等の開催回数	↗	R1	13	回	21	36	58	68			ふれあい学級への参加者数 (いきいき学級・やまびこ学級・ひかり学級の参加者数)	↗	R1	193	人	166	313	214	196		
		主な活動指標			方向	基準値		実績値																															
R3	R4		R5	R6		R7	R8																																
障害をテーマとした啓発事業等の開催回数	↗	R1	13	回	21	36	58	68																															
ふれあい学級への参加者数 (いきいき学級・やまびこ学級・ひかり学級の参加者数)	↗	R1	193	人	166	313	214	196																															
Check	課題	<p>②③多様な人権問題を自分事として捉えられるよう、当事者等の話を聞き交流する場を継続して提供していく必要がある。また、人権についての正しい知識と理解を浸透させていく必要がある。(①) ⑥障害者差別解消支援地域協議会を定期開催し、効果的な周知・啓発方法等について検討を深める予定であったが、令和6年度は1回しか開催できず、課題の提起と確認だけにとどまり、具体的な検討に至らなかった。(①②)</p>																																					
		<p>今後の取組</p> <p>①市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)については、企画段階から福祉や障害について考える機会と障害のある人が参加・活躍できる場を創出し、そこに幅広い世代のボランティアが関わるなど多様な人を巻き込み実施することで、障害のある人とない人の交流や相互理解を深めてきている。これらの取組を継続しつつ、更なる付加価値を生み出していくとともに、イベントの出店数を増やしていくなど、より良いイベントへと発展させていけるよう、実行委員会や市民等との協働に取り組む。(①) ②③地域住民や関連団体との連携が深まるよう各地域での取り組みを共有しつつ、多様な地域課題を掘りおこし、事業の企画づくりや地域のネットワークづくり、キーパーソンを発掘につなげる。また、当事者やその声に共感する人たちによるこれまでの差別解消に向けた様々な取組が人権問題の解決に繋がってきた歴史と正確な情報を継続して伝えていく。(①) ④申請団体の増加に向けては、引き続き、生涯学習プラザや身体障害者福祉センター等で実施されている活動・講座等から本事業の活用につなげていくとともに、より活用しやすい制度となるよう、これまでの活動事例を紹介するなど一層の周知に取り組んでいく。(①)【再掲】 ⑥障害者差別解消支援地域協議会を定期的に開催し、協議を活性化させることで、より効果的な啓発策について検討を進める。あわせて、平成28年度に策定した「尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(以下「職員対応要領」という。)についても、合理的配慮の義務化に沿った改定を行う。(①②)</p>																																					
Act	外部評価	<p>②③人権問題講演会等の啓発の取組に際しては、当事者以外の一般市民の参加の増加に向けた工夫が必要である。 ⑥障害者差別解消法の認知度が障害のある人の方が低くなっているため、当事者の認知度を向上させる取組を検討することが必要である。</p>																																					

総合計画(体系)	地域コミュニティ・学び(01)、人権尊重・多文化共生(02)、地域福祉(05)	分野別計画(マスタープラン)	人権文化いきづくまちづくり計画、地域福祉計画、地域いきいき健康プランあまがさき
----------	---	----------------	---

令和7年度 尼崎市障害者計画(第4期) 評価・管理シート(令和6年度決算)

基本施策9

伝える・知る

情報・コミュニケーション

行政等における配慮

Plan	施策の方向性	(1) 情報の利活用のしやすさとコミュニケーション支援										
	取組項目	① 情報提供の充実 ② 意思疎通支援の充実 ③ 講座の開催										
Do	成果	主な活動指標	方向	基準値			実績値					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8			
		市民向け手話啓発講座の参加者数	↑	R1	30	人	97	77	82	78		
		点字・録音図書の利用者数	↑	R1	4,476	人	3,490	3,048	2,502	2,127		
		<p>①視覚障害のある人に点字図書(令和6年度:利用者数370人)や録音図書(令和6年度:利用者数1,757人)を提供し、一般図書が利用困難な市民に対しても読書活動が行える環境を整備した。(①)</p> <p>②手話通訳者及び要約筆記者に係る各養成講座の開催時期等を工夫するなど受講者(修了者)数の確保に努めた結果、令和6年度の修了者数は全体で61人、新規の派遣登録者4人であった。また、手話通訳の準支援員(チャレンジ)派遣制度については、準支援員登録は9人、利用実績は6件(6人派遣)となった。県言語聴覚士会に委託している失語症者向け意思疎通支援者養成講座の修了者は1人であった。(②)</p> <p>③市民等向け啓発講座全体(4講座13回)の参加者数が78人となった。また、手話言語の国際デー・国際ろう者週間では、昨年に続き尼崎城等のブルーライトアップ、啓発用ポケットティッシュの配布に加えて、新たに啓発のぼりを作成し、本庁舎ほか公共施設等に掲示した。(②)</p> <p>④手話言語条例施策推進協議会では、難聴児やその家族等への支援の際に活用する『お子さんのきこえのハンドブック』について協議し、掲載内容をほぼ固めることができた。(②)</p> <p>⑤身体障害者福祉センターでは、障害のある人が多様な手段を活用して情報を利用できるよう、「スマホ体験講座」や中途失聴者を対象とした手話講座など、延べ8講座を開催した。</p>										
Check	課題	<p>①利用者の高齢化やインターネットによる録音図書の普及により、利用者が減少している。(①)</p> <p>②意思疎通支援のニーズが高まる中、手話通訳の派遣登録者数を増やすため、各養成講座や準支援員派遣制度を充実し、実践的なものにしていく必要がある。</p> <p>③④さらなる手話の普及・啓発に向けて、手話言語条例施策推進協議会での協議も踏まえ、より効果的な手法を検討していく必要がある。(②)</p>										
		今後の取組	<p>①インターネットによる録音図書データのダウンロード利用が普及し、利用者は年々減少しているところではあるが、録音図書郵送貸出サービスの需要は一定数あるため、引き続き実施していく。(①)</p> <p>②引き続き手話通訳者養成講座の受講者の確保に努めるとともに、講座内容の充実について検討する。また、講座の修了者に対し、準支援員派遣制度の登録を促すことで、技能等の向上を図り、派遣登録につながるよう働きかけていく。(②)</p> <p>③④手話言語条例施策推進協議会において、さらなる手話の啓発方法について協議を進め、実施していく。(②)</p>									
	外部評価	<p>②手話通訳者等の養成に引き続き努めるとともに、ICT等を活用した手話通訳等意思疎通支援についても活用を図る必要がある。</p> <p>②普及・啓発の取組から意思疎通支援者の育成につながるような仕組みを検討する必要がある。</p>										

施策目標	方向	基準値			目標値 (R8)	実績値						達成率
		R3	R4	R5	R6	R7	R8					
市役所からの情報の取得状況	↗	R1	55.3	%	71.9	-	-	47.7	-			-

Plan	施策の方向性	(2) 行政サービス等における配慮											
	取組項目	① 市職員等の理解と配慮 ② 選挙に関する配慮											
Do	成果	主な活動指標			基準値			実績値					
		職員の合理的配慮に対する理解の浸透状況 (合理的配慮を知らない職員の割合)	方向		R3	R4	R5	R6	R7	R8			
		↘	R1	51.0	%	36.0	10.5	8.0	12.4				
		<p>①市職員に対して、障害者差別解消法に規定する職員対応要領等に基づき、障害や障害のある人への理解促進や必要な配慮、手話や筆談等に関する研修に取り組んだ。(①)</p> <p>②職員の障害に対する意識向上に向けた取組として、日本財団パラスポーツサポートセンターのパラアスリートを講師とした合理的配慮に関する研修を実施したほか、新任課長や新採職員を対象とした必須研修についても継続して実施した。また、障害者週間に職員向け広報紙を発行し、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」の取組を周知し、活用を促した。(①)</p> <p>③尼崎市コミュニケーション支援ボードを作成するとともに、消防局情報指令課と協議し救急車(12台)に搭載した。(①)</p> <p>④障害福祉課の窓口に、来庁者向けの軟骨伝導イヤホンを導入した。(①)</p>											
Check	課題	<p>①障害者差別解消法に基づく職員対応要領が、全ての市職員の内部的規範となるよう、継続して研修を通して周知を図る必要がある。(①)</p> <p>②合理的配慮を知らない職員の割合について、障害者活躍推進計画策定時(令和元年度51%)に比べて改善されているものの、目標達成には至っていない。(①)</p>											
Act	今後の取組	<p>①障害者差別解消法の概要をはじめ、職員対応要領や手話など障害の理解を深める研修について、引き続き、市の新任役職者や新採職員を対象とした研修メニューとして、定期的で開催していく。また、手話研修(希望制)を実施し、手話及び聴覚障害者に対する理解を深めていく。(①)</p> <p>②障害のある職員とともに働くための職場づくりを進めていくために、合理的配慮等の研修を継続して実施するとともに、各局における障害のある会計年度任用職員の任用を継続し、一緒に働くことで、障害や障害者への理解を深める等の取組を引き続き行う。(①)</p>											
	外部評価	<p>②事業実施などで市民に対して情報発信を行う際は必ず意思疎通支援者の設置を図るほか、SNSの活用など多様な媒体を用い、情報弱者をなくすよう努める必要がある。</p>											

総合計画 (体系)	地域コミュニティ・学び(01)、人権尊重・多文化共生(02)、高齢者支援(07)、行政運営	分野別計画 (マスタープラン)	人権文化いきづつまちづくり計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者活躍推進計画、人材育成基本計画
--------------	---	--------------------	---